

岩運整第536号の2

平成31年2月18日

岩手県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局岩手運輸支局長

ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故の防止等について
(再徹底)

標記について、平成31年2月5日付け東自整第218号、東自保第84号により、東北運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありましたので了知されるとともに、日頃の大型自動車の保守管理において、別紙「バス・トラック事業者用」の事項に留意の上、夏用タイヤ及び冬用タイヤに交換する際には、余裕のあるスケジュールで慎重に交換をおこない、車輪の脱落事故防止に努めていただくよう傘下会員への周知・徹底をお願いいたします。

東自整第 218 号
東自保第 84 号
平成 31 年 2 月 5 日

岩手運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故の防止等について
(再徹底)

標記については、これまでも機会を捉えて関係者に対し適切な車輪脱着作業と保守管理の徹底を要請してきたところですが、平成 30 年 12 月末時点において、東北地方の大型自動車（車両総重量 8 トン以上のトラック及び乗車定員 30 人以上のバス）のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故の発生件数が、対前年度同月を上回るペースで発生しており、前年度発生件数の 17 件に迫る深刻な状況となっています。

つきましては、車輪脱落事故防止及び確実な車輪脱着作業の徹底を、バス・トラックを保有する運送事業者に対しては別紙「バス・トラック事業者用」、整備事業者に対しては別紙「整備事業者用」により周知・啓発をお願いします。



別紙

バス・トラック事業者用

1. 規定トルクでの確実な締め付け

車輪を取り外した際に、ホイール・ボルト及びナット並びにホイールに損傷が無いかを確認し、車輪を取り付ける際には、トルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締め付けること。この場合にホイール・ナットの締め付け忘れを生じないように注意すること。

2. 一定走行後の増し締め

ホイール・ナットの締め付け後は、初期なじみによりホイール・ナットの締め付け力が低下することから、車輪脱着作業後、50～100 km走行後を目安に増し締めを行うこと。特に JIS 方式のダブルタイヤの場合には、締め付け方法について自動車メーカーが示す方法に従って実施すること。

3. 日常（運行前）点検での車輪の取付状態の確認

一日一回、運行の前に、全ての車輪についてホイール・ボルトの折損や緩み等を、点検ハンマなどを用いて確実に点検すること。

4. ホイールに適合したボルト及びナットの使用

スチールホイールからアルミホイール、またはその逆に履き替える場合には、それぞれのホイールに適合したホイール・ボルト及びナットを使用して確実に取付けること。

5. 左後輪の車輪脱落防止を留意した点検

全国的な車輪脱落事故の特徴として、大型自動車の車輪脱落箇所の約 8 割が左後輪となっているので、特に当該箇所の車輪脱落の発生が多いことに留意して、ホイール・ナットの不適切な締め付け（締付力不足など）や、ホイール・ボルト及びナットの経年劣化を確認すること。

以上

【参考】平成 29 年度大型自動車の車輪脱落事故発生状況

<http://www.mlit.go.jp/common/001258034.pdf>